

# 「ていぬ」着ぐるみの使用に関する注意事項

手稲区マスコットキャラクター「ていぬ」の着ぐるみ（以下、「着ぐるみ」という。）及び法被、たすき、エア一式の着ぐるみ用のバッテリー等の着ぐるみ付属品（以下、「付属品」という。）を使用される場合は、以下のことに注意してください。

## 1 使用上の注意事項

- (1) 着ぐるみの着脱にあたっては、別紙「着ぐるみ取扱説明書」の手順に従って大切に扱うこと。また、着ぐるみを改造しないこと。
- (2) 湿気の多い場所で使用しないこと。特に雨天時の屋外では使用しないこと。また、水たまり等に着ぐるみの足を踏み入れることも汚損の原因になるため注意すること。
- (3) 火気のそばで使用しないこと。
- (4) 視野が狭いため、補助者が必ず付くこと。
- (5) 足の上げ下げが難しいため、段差のある場所への移動には注意すること。
- (6) 着ぐるみ内は高温になるため、着用者のケアを随時行うこと。特に、夏季等の気温が高い時期や高温の室内での使用にあたっては、熱中症等に十分に注意すること。
- (7) 防臭のため、使用後の着ぐるみは風通しの良い場所で乾燥させること。
- (8) 着ぐるみの借受及び返却は、手稲区マスコットキャラクター使用申請者の責任において行うこと。
- (9) 鼻の部分がアクリル板となっており、破損の恐れがあるため、着脱の際には、特に注意すること。
- (10) 手稲区マスコットキャラクター使用申請書で承認された目的・期間以外での使用をしないこと。
- (11) 借受後から返却までに、借受者（個人及び団体）が着ぐるみ及び付属品について、破損、汚損、紛失、故障、改造等を生じさせた場合には、貸出者が指定する方法で修繕、クリーニング、代替品の作成等に要する費用を弁償すること。

## 2 マスコットキャラクターとしての遵守事項

キャラクターのイメージを保つため、緊急時を除き、以下のことを遵守してください。

- (1) 着ぐるみ着用時は声を出さないこと。
- (2) 公衆の面前で着ぐるみの着脱をしないこと。

## 3 着用する者の条件

- (1) 原則として、中学生以上（18歳未満は必ず保護者または責任者の同意を得ること。）
- (2) 身長155センチ～165センチ程度（それ以上の身長の方でも着用は可能ですが、身長の低いかたのほうが足の長さや子供との目線が近づきますのでお奨めです。）

着ぐるみ及び付属品の借受にあたって、以上の内容について承諾します。

令和 年 月 日

借受団体名

借受代表者名

印

使用イベント名

使用日 令和 年 月 日 ～ 月 日